

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者（第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う場合は事務従事者を報告しなければならない。

(個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(個人情報の取扱いについての实地調査)

第12 発注者は、個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所（再委託している場合においては、再委託先の事業所）を实地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第8 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するにあたり、情報資産の取扱いについては、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい等を防ぐため情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(定義)

第2 この情報セキュリティ特記事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子計算機 ハードウェア及びソフトウェアで構成するコンピュータ及び周辺機器をいう。
- (2) ネットワーク 電子計算機等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (3) 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 行政情報 発注者の行政事務の執行に関わる情報で、かつ情報システムで取り扱う電磁的記録媒体等に記録された情報及び紙等に記録された情報をいう。
- (5) 情報資産 情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体並びに行政情報をいう。
- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (7) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (9) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(責任者の指定)

第3 受注者は、情報セキュリティ対策についての、責任者を定めなければならない。

(情報資産の管理)

第4 受注者は、業務目的以外で情報資産を利用してはならない。また、情報資産は適切に取扱い、漏えいや紛失等を防止しなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事業以外の目的で使用してはならない。

- 2 受注者は、業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この事業による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事業以外の目的で使用してはならないことその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

(業務従事者への周知)

第6 受注者は、その業務に従事する者に対し、この情報セキュリティ特記事項の内容を周知し、遵守させなければならない。

(業務従事者の遵守事項)

第7 業務従事者は、この情報セキュリティ特記事項の内容を遵守しなければならない。

(機器の設置に係わる事項)

第8 受注者は、情報システムの設置場所について、動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

- 2 受注者は、情報システムの配線については、傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、情報システムの電源については、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある機器については、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、設置した情報システムを盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、情報システムを発注者の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 6 受注者は、情報システムの管理等に従事させるため、外部の者をその設置場所に立ち入らせる場合には、発注者の許可を得なければならない。
またその際には、必ず身分証明書を携帯させ、発注者が身分証明書の提示を求めた場合には、提示させなければならない。

(機器の修理)

第9 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

- 2 受注者は、情報システムの機器を修理により、発注者の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体

内の全ての情報資産を消去しなければならない。なお、情報資産の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、発注者の施設内において作業を行わなければならない。

(機器の廃棄)

第10 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての情報資産を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第11 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第12 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システムに対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

2 機器等の搬入・搬出には、受注者の職員が立ち会うものとし、場合によっては発注者職員を立ち合わせなければならない。

3 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。

(記録媒体の管理)

第13 受注者は、情報資産を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。

3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている情報資産をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

4 受注者は、情報資産を記録した記録媒体の廃棄をする場合は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(パスワード等の管理)

第14 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。

2 受注者は、ICカード又はユーザーID等を適切に管理しなければならない。

(アクセス制限)

第15 受注者は、情報資産を取り扱う情報システムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(発注者以外のネットワークとの接続)

第16 受注者は、情報システムを発注者以外のネットワークと接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。

2 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。

3 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

4 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。

(情報システムの追加・変更)

第17 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。

2 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第18 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第19 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

2 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(仕様書等の管理)

第20 受注者は、情報システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(ウイルス対策)

第2 1 受注者は、特に定めのない限り、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

2 受注者は、特に定めのない限り、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

3 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

4 受注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第2 2 受注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、メーカー等から修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

2 受注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(侵害記録の作成)

第2 3 受注者は、情報システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第2 4 発注者は、受注者がこの情報セキュリティ特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(法令等遵守)

第2 5 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 著作権法 (昭和45年法律第48号)

(2) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

(5) 印西市情報セキュリティポリシー (平成15年)

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 発注者は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区環境整備事業組合契約に係る暴力団対策措置要綱（平成29年2月21日訓令第1号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。